

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.142

【共通】 問1 病院の用に供される防火対象物の収容人員の算定方法に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 病院の病室が和式である場合における病床の数の算定方法は、通常の使用状態における収容患者数によるものとする。
- (2) 病院にある大規模な食堂等の部分の収容人員の算定方法は、「待合室」の例により算定するものとする。
- (3) 病院の廊下のうち建築基準法施行令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分を待合の用に供している場合における当該部分の収容人員の算定方法は、当該部分の床面積をもって「待合室」の例により算定するものとする。
- (4) 病院の待合室部分の収容人員の算定方法は、当該部分の床面積の合計を4㎡で除して得た数によるものとする。

【消防用設備等】 問1 消防対象物及び防火対象物に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 山林は、消防対象物であるが防火対象物ではない。
- (2) 舟車のうち、停まっているものは消防対象物であり防火対象物でもあるが、航行中又は運行中のものは消防対象物であるが防火対象物ではない。
- (3) 建築物又は物件は、防火対象物であるが消防対象物ではない。
- (4) 建築物その他の工作物は、消防対象物であり防火対象物でもある。

【消防用設備等】 問2 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、消防法令上、排煙設備を設置する必要があるものを1つ選べ。

- (1) 各階の床面積が1,200㎡の地上11階建ての物品販売店舗の用に供される防火対象物又はその部分。ただし、当該防火対象物に地階及び無窓階はないものとする。
- (2) 各階の床面積が950㎡の地上8階・地下1階建ての物品販売店舗の用に供される防火対象物又はその部分。ただし、当該防火対象物の地上階に無窓階はないものとする。
- (3) 各階の床面積が1,000㎡の地上5階建ての物品販売店舗の用に供される防火対象物又はその部分。ただし、当該防火対象物に地階はなく、3階が無窓階でそれ以外の地上階は普通階とする。
- (4) 各階の床面積が10,000㎡の地上3階建ての物品販売店舗の用に供される防火対象物又はその部分。ただし、当該防火対象物に地階及び無窓階はないものとする。

【防火査察】 問1 消防法（以下、「法」という。）の罰則等に関

する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法の罰則は、規定違反に対する直接の罰則規定と命令違反を前提とする罰則規定とに分類される。
- (2) 法第8条の2の2に基づく防火対象物の点検報告をしない者に対する罰則の適用については、原則として法第8条第4項に基づく防火管理適正執行命令を発動し、当該命令違反で告発をする必要がある。
- (3) 過料については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であり、刑事訴訟法の適用を受けないので、違反者を管轄する裁判所に対する通知をもって対応する。
- (4) 法第17の4第1項に基づく消防用設備等の設置命令に従わない者に対する罰則の適用については、告発を実施する必要がある。

【防火査察】 問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたるので、警告自体には法的な強制力はない。また、略式の代執行は、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる戒告及び代執行令書による通知の手続きを省略したものである。
- (2) 防火対象物について命令を行ったときの公示は、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、防火対象物の利用者等の第三者が不測の損害を被ることを防ぐために行うものである。
- (3) 立入検査において、消防法第17条第2項により委任されている自動火災報知設備の未設置違反を発見し、是正指導に従わないので、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、消防法第17条の4第1項に基づき消防署長名の自動火災報知設備の設置命令を発動した。
- (4) 立入検査において、消防法第8条第1項に基づき選任されていた防火管理者の転勤により未選任の状態を発見し、是正指導に従わないので、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、消防法第8条第4項に基づき消防長名の防火管理適正執行命令を発動した。

【危険物】 問1 危険物の運搬に関する次の記述のうち、正しいものを選べ。

- (1) 第1類の危険物と第4類の危険物を混載して運搬することはできない。
- (2) 指定数量以上の危険物の車両による運搬は、危険物取扱者を乗車させて行わなければならない。

【石油コンビナート】

問1 答 (3)

解説 石油コンビナート等災害防止法第18条 参照

【無線法規】

問1 答 (2)

解説 電波法第30条参照。

【国民保護】

問1 答 (5)

解説 (1) 正しい。国民保護法第35条第1項参照。
(2) 正しい。国民保護法第35条第5項参照。
(3) 正しい。国民保護法第35条第6項参照。
(4) 正しい。国民保護法第35条第3項参照。
(5) 誤り。国民保護法第35条第4項参照。都道府県知事と協議するのではなく、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。

【警防】

問1 答 (2)

解説 火災の状況から管理区域に注水する場合は、原則として低速噴霧注水で消火する。

=====
消防司令問題
=====

【消防法規】

問1 答 (4)

解説 (1) 都道府県の責務であるため、誤り。
(2) 情報の提供等は、都道府県に対し行うため、誤り。
(3) 市町村の職員は該当しないため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 都道府県知事に対し意見を述べるため、誤り。

【人事管理】

問1 答 (4)

解説 (1) 出訴できないため、誤り。
(2) 人事委員会の委員は常勤もあるため、誤り。
(3) 兼ねることはできるため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 公平委員会にない権限であるため、誤り。

【地方自治制度】

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。
(2) 経常財源の説明であるため、誤り。
(3) 自主財源の説明であるため、誤り。
(4) 特定財源の説明であるため、誤り。

(5) 一般財源の説明であるため、誤り。

【警防】

問1 答 (3)

解説 消防力が優勢である場合は、積極的に内部進入を図る。火勢が優勢である場合は、屋外に部署し、隣棟への延焼阻止にあたる。

【救急】

問1 答 (5)

解説 新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について（令和2年2月4日付 消防消第26号 消防救第32号 消防庁消防・救急課長 消防庁救急企画室長）参照。

問2 答 (2)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト（上巻）P.27参照。

問3 答 (2)

解説 救急隊の感染防止対策の推進について（平成31年3月28日付 消防救第49号）中、【別添1】「救急隊員の感染防止マニュアル（Ver.1.0）」及び【別添2】参照。

- A 正しい。（マニュアルP.1参照。）
- B 誤り。「汗を含む」→「汗を除く」（マニュアルP.4参照。）
- C 誤り。「飛沫感染」→「空気感染」（マニュアルP.9参照。）
- D 誤り。「感染管理者」⇔「統括感染管理者」（別添2参照。）
- E 正しい。（マニュアルP.1参照。）

=====
予防技術検定模擬テスト
=====

【共通】

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第1条の3第1項、消防法施行令別表第1(6)項イ参照。「病室内にある病床の数」とは、洋式の場合はベッドの数に対応する数を指すが、和式の場合は通常の使用状態による収容患者数に対応する数とされている。消防法施行令解説第2版（近代消防社刊）及び「和式の病室の収容人員について」（昭和36年10月6日付 自消丙予発第25号）参照。
(2) 消防法施行規則第1条の3第1項 消防法施行令別表第1(6)項イ。病院にある大規模な食堂等の部分の収容人員の算定方法は、「待合室」の例により算定するものとされている。「防火対象

物の収容人員の算定について」(昭和52年1月6日付 消防予第3号)の間(3)及び答(3)参照。

- (3) 消防法施行規則第1条の3第1項、消防法施行令別表第1(6)項イ。病院の廊下のうち建築基準法施行令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分を待合の用に供している場合における当該部分の収容人員の算定方法は、当該部分の床面積をもって「待合室」の例により算定するものとされている。消防法施行令解説第2版(近代消防社刊)及び「病院の廊下が待合所となっている場合の収容人員の算定について」(昭和48年10月23日付 消防予第140号)参照。
- (4) 消防法施行規則第1条の3第1項、消防法施行令別表第1(6)項イ。4㎡ではなく、正しくは3㎡で除して得た数によるものとされている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 消防法第2条第2項及び同条第3項。山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件を消防対象物といい、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物を防火対象物というたされている。したがって、

- (1) 山林は、消防対象物であり防火対象物でもある。
- (2) 舟車は、停まっているもののみならず、航行中又は運行中のものも消防対象物であり防火対象物でもある。なお、船舶安全法第2条第1項の適用がある船舶で、船きよ(ドック)若しくはふ頭に繋留されているものは消防対象物であり防火対象物でもあるが、航行中のものは消防対象物でも防火対象物でもないことに留意する必要がある。
- (3) 防火対象物の定義にある「これらに属する物」は「建築物その他の工作物」に存在する等の何らかの関係性を有しているものであるのに対して、消防対象物の定義にある「物件」は「建築物その他の工作物」との関係性を求めている点に特徴があり、建築物又は物件は、消防対象物であるが防火対象物ではない。
- (4) 建築物その他の工作物は、消防対象物であり防火対象物でもある。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第28条第1項第3号。物品販売店舗の用に供される防火対象物にあつては、地階又は無窓階で床面積が1,000㎡以上のものに排煙設備を設置する必要がある。設問の場合、(3)の3階部分に排煙設備の設置が必要になる。なお、排煙設備が防火対象物全体に義務づけられるのは(16)2項だけで、他は地階又は

は無窓階だけに義務づけられている。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説** (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物の点検報告をしない者に対する罰則は、規定違反に対する直接の罰則であり、原則として、告発で対応する必要があるため、不適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (4)

- 解説** (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 防火管理者が選任されていない場合は、消防法第8条第3項に基づき防火管理者選任命令で対応する必要があるため、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

- 解説** (1) 正しい。第1類(酸化性固体)と第4類(引火性液体)との混載は、火災危険性を高めることから禁止されている。危険物の規制に関する規則第46条第1項第1号、別表第4参照。
- (2) 誤り。運搬において危険物取扱者の乗車は義務づけられてはいない。
- (3) 誤り。運搬にあたって、危険物の類、品名、最大数量の表示を必要とはされていない。
- (4) 誤り。運搬に係る数量が指定数量未満か指定数量以上かにかかわらず、運搬は政令で定める技術上の基準に従って行う必要がある。消防法第16条参照。

問2 答 (1)

- 解説** (1) 誤り。顧客が行う給油作業の監視業務は、制御卓において行う。危険物の規制に関する規則第40条の3の10第3号イ参照。
- (2) 顧客の給油作業等の監視により、問題があれば必要な指示を行う。危険物の規制に関する規則第40条の3の10第3号参照。
- (3) 顧客ごとに安全を確認し、制御装置を操作することが必要である。危険物の規制に関する規則第40条の3の10第3号ロ参照。
- (4) 非常時等には、給油等における事故の発生・拡大防止を図るため、危険物の供給の一斉停止を行う。危険物の規制に関する規則第40条の3の10第3号ニ参照。